

令和 4 年

第 2 回柳泉園組合議会定例会議録

令和 4 年 5 月 2 4 日開会

柳泉園組合議会

令和4年第2回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	5
・行政報告	6
・議案第7号（上程、説明、質疑、討論、採決）	13
○閉 会	20

令和4年第2回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和4年5月24日 開会

議事日程

1. 会期の決定
 2. 会議録署名議員の指名
 3. 諸般の報告
 4. 行政報告
 5. 議案第7号 令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）
-

1 出席議員

1番 島崎 孝	2番 沢田 孝康
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 小林 たつや	6番 遠藤 源太郎
7番 鈴木 たかし	8番 小西 みか
9番 佐々木 あつ子	

2 関係者の出席

管理者	富田 竜馬
副管理者	澁谷 桂司
副管理者	池澤 隆史
助 役	西村 幸高
会計管理者	廣瀬 明子
清瀬市市民環境部長	高見澤 進吾
東久留米市環境安全部長	長澤 孝仁
西東京市みどり環境部長	白井 一嘉

3 事務局・書記の出席

総務課長	米持 讓
施設管理課長	濱田 伸陽

技術課長	近 藤 修 一
資源推進課長	横 山 雄 一
書記	上 里 直 樹
書記	神 崎 真 之
書記	松 本 賢 一
書記	角 田 佐 知

午前10時00分 開会

○議長（鈴木たかし） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和4年第2回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（鈴木たかし） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

本件につきましては、5月17日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員、島崎孝議員に報告を求めます。

○1番（島崎孝） おはようございます。去る5月17日、代表者会議が開催され、令和4年第2回柳泉園組合議会定例会、請願及び陳情の取扱いに関する申合せ事項及びその他について協議しておりますので、御報告申し上げます。この申合せ事項につきましては、既にお手元に御配付させていただいております。

令和4年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、5月24日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に御配付のとおりでございます。

「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもつての報告といたします。

「日程第4、行政報告」を行い、行政報告に対する質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第7号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を上程し、採決いたします。

以上で本日本日予定された日程が全て終了となり、令和4年第2回定例会を開会いたします。

以上が代表者会議での第2回定例会に係る決定事項でございます。

続きまして、請願及び陳情の取扱いに関する申合せについて御報告いたします。この申

合せ事項につきましては、既にお手元に御配付させていただいております。請願及び陳情について、詳細な取決め等がなく、提出する権利を持つ市民にとって分かりにくい制度となっていたために、広く市民にとって分かりやすい制度とするために協議したものであります。

第1号は、請願及び陳情の提出期限を定めております。期限は本会議の5日前の午後5時までといたします。なお、提出期限についてはこれまでと変更はございません。

第2号は、提出された請願及び陳情については、原則として代表者会議に諮って上程するか否かを決するものと定めております。

第3号は、請願の紹介議員につきまして、議長、副議長及び代表委員が紹介議員となった場合には審議から除くことを定めております。

第4号は、請願の紹介議員の加除について定めております。紹介議員の加除は請願の提出期限である本会議の5日前の午後5時までに行わなければならないことを定め、取り下げる場合には議長に対し取下願を提出することといたします。

第5号は、請願の紹介議員は、議会または付託された委員会から要請があった場合には、説明及び質疑に応じなければならないことを定めております。

第6号は、請願及び陳情の成立要件を定めております。住所以外に記名押印または署名が必要となります。

第7号は、請願及び陳情を行う場合には、本人または代表者が直接請願書等を持参しなければならないことを定めております。このことにつきましては、特に法に明確な規定はないものの、提出者の意志確認という意味合いから、本人または代表者が提出を行うものといたします。他団体においても多くが同様の定めを行っている状況となっております。

第8号は、既に審議され採択または不採択が決しているものと同趣旨の請願等が複数提出された場合の2件目以降については、本会議に上程せずに、同様の議決を行ったものとみなすことと定めております。

第9号は、陳情の提出者本人または代表者の住所が関係市以外の場合は、受理はしますが、上程せずに資料として議員に配付することを定めております。

第10号は、陳情内容について議会の審議になじまないものについて列挙し、これらについては上程せずに議員に参考資料として配付することを定めております。

次のページ以降は資料として提出方法を添付いたしました。こちらはホームページに掲載いたします。

説明は以上です。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木たかし） 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑、意見をお受けいたします。質疑、意見のある方は挙手にてお願ひいたします。

○9番（佐々木あつ子） ただいま請願及び陳情の取扱いに関する申合せの御報告をいただきました。これについての意見を述べさせていただきたいと思ひます。

私は全ての項目に異議を申し上げるつもりはないですけれども、そもそも市民から負託を受けている議員は市民の代表であり、議会とは住民の要求が通る議会、議会で起きていることを常に市民に知らせることにあると思ひます。こうした中、住民の陳情権、請願権は個人でも団体でも保障されるべきものだと考えております。その上で申し上げますと、その取扱いを決める過程において、代表者会議に諮って決定していくことが前提となっております。代表者会議は議会運営委員会のように会派を代表する者ではありません。そうしたことでは問題があるのかなと感じております。多様な意見を取り入れた運営が望まれることを意見として申し上げます。また、項目については同意できるもの、そうでないもの、それについては議長に後日提出させていただきましますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木たかし） 意見としてお承りいたしました。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑、意見を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いた

します。

第8番、小西みか議員、第9番、佐々木あつ子議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（富田竜馬） おはようございます。令和4年第2回定例会の開催にあたり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本日の定例会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の定例会におきましては、行政報告として、本年2月から4月までの主な事務事業につきまして御報告させていただきます。また、1件の議案を提案させていただいております。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、第2回定例会の開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） ありがとうございます。

○議長（鈴木たかし） 続きまして、西村助役より異動のあった特別職、関係市職員及び柳泉園組合職員の紹介をお願いいたします。

○助役（西村幸高） それでは、前回の定例会より理事者及び関係職員に異動がありましたので、紹介いたします。

初めに、柳泉園組合副管理者、澁谷桂司清瀬市長でございます。

続きまして、関係市の担当部長を紹介いたします。

東久留米市の長澤環境安全部長でございます。

○東久留米市環境安全部長（長澤孝仁） 東久留米市の長澤です。よろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 西東京市の白井みどり環境部長でございます。

○西東京市みどり環境部長（白井一嘉） 西東京市の白井と申します。よろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 続きまして、柳泉園組合職員を紹介いたします。

近藤技術課長でございます。

○技術課長（近藤修一） 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 最後になりますが、4月1日より助役の職を拝命いたしました西村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で紹介を終わらせていただきます。

○議長（鈴木たかし） ここで、新しく新副管理者になられました澁谷桂司副管理者より御挨拶を賜りたいと思います。

○副管理者（澁谷桂司） おはようございます。ただいま御紹介いただきました、このたび柳泉園組合の副管理者を拝命することとなりました清瀬市長、澁谷桂司でございます。議会の皆様とともによりよい柳泉園組合の発展に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木たかし） ありがとうございます。

○議長（鈴木たかし） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（西村幸高） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和4年2月から4月までの3か月間の柳泉園組合における事業運営等について報告いたします。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1、庶務について、（1）事務の状況についてですが、令和4年第1回定例会の議事日程（案）等について協議するため、2月8日に事務連絡協議会、同月9日に管理者会議を開催いたしました。3月17日には、柳泉園組合における地球温暖化対策について協議するため、地球温暖化対策推進検討委員会を開催いたしました。なお、労働基準法及び労働安全衛生法に基づき、柳泉園組合職員の安全と健康保持増進を図るため、毎月、労働安全衛生委員会を開催させていただいております。

続きまして、2、見学者については表1に記載のとおりでございます。

次に、2ページの3、ホームページについては表2に記載のとおりでございます。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況については表3に記載のとおりでございます。

次に、5、監査についてですが、2月8日に財務監査として令和3年度6月から12月分の契約状況等についての監査、及び令和3年度10月から12月分の例月出納検査を実施していただきました。また、令和4年2月8日付柳泉園組合住民監査請求については、3月14日に第1回要件審査を行い、請求の却下を決定し、3月15日に要件審査の結果を通知いたしました。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は工事契約3件と委託契約6件の契約を締結しております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

続きまして、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期における関係市のごみの総搬入量は、3ページ、表4-1に記載しておりますとおり1万6,180トンでございます。これは昨年同期と比較しまして945トン、5.5%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは、表4-2に記載しておりますとおり1万4,212トンで、昨年同期と比較しまして842トン、5.6%の減少となっております。なお、令和3年4月より、多摩地域ごみ処理広域支援といたしまして、可燃ごみ処理施設を建て替え中の小平・村山・大和衛生組合から1,054トンの可燃ごみを受け入れております。

不燃ごみは、4ページの表4-3に記載しておりますとおり1,682トンで、昨年同期と比較しまして62トン、3.6%の減少となっております。

粗大ごみは、4ページの表4-4に記載しておりますとおり287トンで、昨年同期と比較しまして41トン、12.5%の減少となっております。

なお、関係市各市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から4ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、5ページの表4-5では1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、表5-1及び6ページの表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、表5-3につきましては動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、7ページの表6は資源物搬入状況の一覧を表したものでございます。今期の総搬入量は1,228トンで、昨年同期と比較しまして43トン、3.4%の減少となっております。

次に、2、施設の稼働状況についてです。

(1) 柳泉園クリーンポートについてです。1月より引き続き実施しておりました3号炉の定期点検整備補修が3月に完了いたしました。排ガス中のばい煙測定は、2月については1号炉と2号炉、3月については1号炉と3号炉、4月については2号炉と3号炉で実施しております。下水道放流水測定につきましては毎月2回ずつ実施しております。放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は11ページの表12-1から12ページの表12-3に記載しております。なお、可燃ごみ内容物調査につきましては、2月に私車5台、3月に私車3台、4月に私車4台に対して実施しております。さらに、2月と3月には可燃ごみ中の混入不燃物調査として、関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対して実施させていただいております。

続きまして、8ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計で1万6,673トンでございます。昨年同期と比較しまして305トン、1.8%の減少となっております。

表8及び9ページの表9はばい煙とダイオキシン類の測定結果を記載しております。それぞれ排出基準に適合しております。

表10につきましては水銀濃度分析計測定結果を記載しております。今期の検出はございませんでした。

表11は下水道放流水の各種測定結果を記載しております。こちらにつきましても排除基準に適合しております。

続きまして、12ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。今期は3月にバグフィルターの清掃を実施いたしました。なお、既に御報告済みではございますが、4月8日に不燃・粗大ごみ処理施設の破碎棟破碎機内で火災が発生いたしました。この件につきましては後ほど担当課長より説明させます。

12ページ下段、表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃ごみと粗大ごみの処理量は1,969トンで、昨年同期と比較しまして103トン、5.0%の減少となっております。

続きまして、13ページの(3)リサイクルセンターについてです。今期は2月にコンベヤベルトの交換補修を実施いたしました。

次に、表14、リサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,228ト

ンで、昨年同期と比較しまして43トン、3.4%の減少となっております。

続きまして、3、最終処分場についてでございますが、焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は表15のとおり2,115トンで、昨年同期と比較しまして173トン、7.6%の減少となっております。

次に、14ページ、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物や屑ガラスにつきましては、埋立処分をせずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。また、再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は198キロリットルで、昨年同期と比較しまして34キロリットル、14.7%の減少となっております。

表17-1から15ページ、表17-3については搬入状況の詳細を記載してございません。

続きまして、2、施設の稼働状況についてです。今期は故障等もなく、補修等も行っておりません。

次に、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれ排除基準に適合しております。

続きまして、17ページの施設管理関係、1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較しますと、野球場の利用回数は284回で、昨年同期の192回に対して92回、47.9%の増加、テニスコートの利用回数は1,548回で、昨年同期の772回に対して776回、100.5%の増加、会議室の利用時間は901時間で、昨年同期の875時間に対して26時間、3.0%の増加、室内プールの利用者数は1万833人で、昨年同期の1万491人に対して342人、3.3%の増加、浴場施設の利用者数は2万3,218人で、昨年同期の1万8,575人に対して4,643人、25.0%の増加、トレーニング室の利用者数は583人で、昨年同期の423人に対して160人、37.8%の増加となっております。詳細につきましては表19-1から18ページの表19-3に記載のとおりでございます。

(2) 施設の収入状況につきましては表20に記載のとおりでございます。

最後に、(3) 施設の管理状況についてです。室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び19ページの表22に記載してございます。いずれも水質基準以下で管理を

行っております。

また、行政報告資料として添付いたしました不燃・粗大ごみ処理施設火災についてと一般廃棄物処理事業の会社分割に関するお知らせにつきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、行政報告資料の10ページ、不燃・粗大ごみ処理施設火災についてを御覧ください。

4月8日（金曜日）午前10時7分頃、不燃・粗大ごみ処理施設破砕棟破砕機内で火災が発生いたしました。現場作業員が火災発生を確認し、直ちに初期消火及び職員により消防機関に通報を行いました。消防機関が到着し、消防機関の現場検証の結果、燃え殻が発見されたことから、火災断定となっております。

この火災による人的被害及び設備の損傷はなく、ごみの搬入にも影響はございませんでした。

防止対策としては、関係市に適切な分別収集を文書で依頼し、市民に対して分別の徹底の協力をホームページ等で周知、また、6月発行のりゅうせんえんニュースにも記事を掲載する予定であります。また、今年度、分別周知チラシの全戸配布及びコンベヤの改修を実施し、不燃ごみへの混入防止と不適合物除去の徹底を図りたいと考えております。

今回の火災で近隣住民の皆様及び関係者の皆様に御迷惑をおかけしたこと、大変申し訳なく思っております。今後も引き続き火災・爆発防止に努め、火災や爆発の原因となるスプレー缶、ガスボンベ及びリチウムイオン電池の対応について関係市と協議し、具体的な効果的な対策を検討してまいります。

○総務課長（米持謙） それでは、お手元の行政報告資料、11ページを御覧ください。こちらは、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業を請け負っております住友重機械エンバイロメント株式会社の一般廃棄物処理に関する事業を分割して、日鉄環境エネルギーソリューション株式会社へ承継する会社分割に関するお知らせの通知でございます。この承継する会社分割につきましては、会社法第759条に基づき、当初は令和3年7月1日付で会社分割をする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響で移行手続に時間を要したことで、このたび令和4年4月1日付で実施したものでございます。この会社分割契約につきましては、令和3年第2回定例会において御説明申し上げたとおり、承継する内容につきましては、都市ごみ焼却、リサイクル設備の一般廃棄

物処理施設の人材を含めた運転管理、補修及び新設工事に関して有する権利義務を承継するものでございます。令和4年4月1日より承継し、現在は日鉄環境エネルギーソリューション株式会社として柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の運営に携わっております。この会社分割につきましては、承継会社である日鉄環境エネルギーソリューション株式会社に法律上当然に権利義務が承継されることから、当組合の承諾の有無は問われな
いものでございます。

以上、一般廃棄物処理事業の会社分割に関するお知らせの報告となります。

○議長（鈴木たかし） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 2点ほどお伺いしたいと思います。

1つは、前定例会の施政方針で定員管理に関する部分で言及があったところなのですが、今年度におきます定員管理に関わる採用ですとか募集ですとか、そういう取組、あるいは、今後の予定、進捗があれば、そのところをお示しいただきたいなと思います。職員体制については、定員管理計画がつくられる前後からいろいろ意見を述べてまいりました。柳泉園クリーンポートの建設は平成12年（2000年）ですから、今年の11月になると丸22年ということで、焼却炉の一般的な耐用年数というところと30年から40年ぐらいという話も一部あったかなと思いますので、そういう課題も今後出てきます。この10年を振り返っても、今、施政方針等で言及されている諸課題、古傷を触るようなことですが、一部やはりミスもこの間あってという経過もございます。そうしますと、技術的な対応及び議会も含む諸手続、企画、調整の作業も含めてですけれども、そういうものを実践、執行していただくのはやはり職員の皆さんということになって、その技術、ノウハウを継承していける職員体制をつくっていただくということが肝要かなと思いますので、今後の取組のところをお聞きしたいなと思います。

住友重機械エンバイロメント株式会社の一般廃棄物処理事業の会社分割に関するお知らせということで御説明があったのですが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業が始まった段階では住重環境エンジニアリング株式会社をお願いをするという形でスタートして、その後、住友重機械エンバイロメント株式会社に合併をして、住重環境エンジニアリング株式会社の1事業部が合併したのか、全体が合併したのかは記憶が曖昧なのですが、今回の会社分割（吸収分割）があったと。当時報道があったと思うのですが、

も、住重環境エンジニアリング株式会社としては、新しい焼却炉、全国のいろいろなところで一般廃棄物の焼却炉建設はあると思うのですが、そこに応札をして新たに焼却炉運営を増やしていくという方針は持っていないという御説明が一部あったかなと。そうしますと、柳泉園クリーンポートの建て替えというときに、住重環境エンジニアリング株式会社にはやってもらえないのかなという、おぼろげな記憶ですが、そういう認識もあるのです。日本経済新聞の記事などを探れば、読めばいいのかなとも思うのですが、今回の会社分割（吸収分割）が当組合に対してどういう影響があるのか、御解説いただける部分があれば御説明いただきたいと思います。

○総務課長（米持謙） それでは、まず、定員管理計画につきまして御答弁させていただきます。定員管理計画につきましては、令和3年2月に令和12年までの計画を定めたものでございます。その採用計画におきまして、今年度、職員の募集につきましては行う予定でございます。また、本計画につきましては定年引上げ等を踏まえた計画となっていないことから、今後、対応については検討していきたいと考えているところでございます。体制等の取組について、同様に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、住友重機械エンバイロメント株式会社と日鉄環境エネルギーソリューション株式会社の会社分割について御答弁させていただきます。このたびの住友重機械エンバイロメント株式会社と日鉄環境エネルギーソリューション株式会社の会社分割につきましては、こちらは民間同士の会社法に基づいた手続のため、我々の承諾の有無は問われないところでございますが、今回承継する内容につきましては、一般廃棄物処理部門の人材を含めた運転管理、補修及び新設工事に関して有する権利義務を承継するものでございまして、また、親会社である住友重機械工業株式会社及び日鉄エンジニアリング株式会社につきましても一般廃棄物施設のプラントメーカーでございますので、むしろ合併したことによって頼もしくなったものと考えているところでございます。我々としましては、従前どおり、技術課運転係、整備係、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を通して、これからも事業モニタリングをしっかりとしながら、日鉄環境エネルギーソリューション株式会社を適切に管理していきたいと考えているところでございます。

○3番（村山順次郎） 後段のところですが、担っていただいている事業に影響はないということだろうと思うので、心配するなという御説明かと受け止めますが、一般論としては、担っている事業体の経営環境がなかなか落ち着かないということは少し心配は心配だということは感想として申し上げたいなと思いますが、推移は見守るほかないところだと

思いますので、御説明は理解をいたしました。

定員管理計画のところは施政方針の文言に尽きるのかなと。つくってもらった計画に基づいて毎年毎年の事務を積み上げていっていただくということだとは思いますが。円滑な事務、技術の継承、積極的な情報発信、情報提供、課題解決推進などを進めていくということなので、ここは改めてお願いをしたいなと思います。先ほども申し上げましたが、やはり、今、柳泉園組合の職員の皆さんが持っている技術、ノウハウ、これを継続的に、継続可能性というのですかね、引き継いでいくと。10年後も20年後もこの技術、ノウハウ等が維持、増進されていくことが重要だということは申し上げてきたところであります。もう1つ言うのであれば、現状の職員の皆さんの年代の構成に、この間の対応の経過もあって、ややばらつきがあるというところもありますので、それをしっかり引き継いでいく取組、ここは一工夫が必要かなと。あとは、災害時の何らかのトラブル、柳泉園クリーンポートは24時間稼働している施設でもございますので、私はやはり、柳泉園組合組織規程にも位置づけがございますが、事務局長、部長級と言っていいと思うのですけれども、この配置というのは1つの選択肢かなと思います。市役所などにおきますと、係長、課長、部長ということで当然役割分担があって、その上には市長等の特別職もいらしてと、そういう事務執行のオーソドックスな在り方。その中で、それでも起こるのですけれども、事前にミスを防ぐ仕組み、トラブルに対する対応、仮に何かお休みをされる、家庭の状況があれば、それを補っていく職員体制ということから考えますと、現状、課長はもちろんいらっしゃるわけですが、部長が果たすべき役割というものは柳泉園組合の職員体制の中では今はないという形です。助役がそこを補っていただいているのだろうとは思いますが、やはり、特別職である助役の役割と部長級の職員の役割はまた少し違うとも思いますので、ここは課題検討材料の1つだろうと思いますので、その点は意見として述べて、終わります。

○議長（鈴木たかし） 2問目は御意見としてお承りいたしました。

ほかに質疑、御意見はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第5、議案第7号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第7号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額26億2,901万円に対し歳入歳出それぞれ3,396万5,000円を追加し、予算の総額を26億6,297万5,000円とさせていただくため、御提案申し上げますのでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木たかし） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持謙） それでは、補足説明を申し上げます。

補正予算書の2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正は款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましてはそれぞれ表に記載する金額で、歳入歳出それぞれ3,396万5,000円を増額し、26億6,297万5,000円とするものでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。事項別明細書、3の歳出でございます。款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目2ごみ管理費、節10需用費は、説明欄記載の光熱水費、電気代2,635万6,000円の増額でございます。目3不燃ごみ等管理費、節10需用費は、説明欄記載の光熱水費、電気代346万円の増額でございます。目4資源管理費、節10需用費は、説明欄記載の光熱水費、電気代311万2,000円の増額でございます。目5し尿管理費、節10需用費は、説明欄記載の光熱水費、電気代103万7,000円の増額でございます。増額の主な理由は、急激なLNG（液化天然ガス）価格の高騰が引き金となり、また、ロシアによるウクライナ侵攻が始まった影響もあり、指名登録業者である新電力会社（PPS）と今年度、2回の指名競争見積りを実施いたしましたが、不調となったことで契約ができなかったことから、電気最終保障供給の申込みを東京電力パワーグリッド株式会社としたことで電気の基本料金が不足するため、総額3,396万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、1枚戻っていただきまして、10ページ、11ページを御覧ください。事項別明細書、2の歳入でございます。款7諸収入、項2雑入、節3電力売払は、説明欄記載の電力売払3,396万5,000円の増額でございます。増額の主な理由は、指名競争見

積りによる電力売払の結果から当初予算額を大幅に上回ったため、また、まだ年度当初であることを踏まえまして、確実に見込まれる額のうちから不足する光熱水費、電気代に充てるものでございます。

今後の当組合の取組についてお話しいたします。今回の補正予算は、昨今の燃料価格の高騰により電力卸売市場が連動して影響したことが要因でございます。当組合としては今後とも使用電力の削減を図りますが、月間において電力を購入しなかった場合は電気の基本料金が半額となることから、取り組める月数は限られますが、施設の運転スケジュールを見定め、月間において購入ゼロを達成できるよう努力していきたくて考えております。

補足説明は以上でございます。

○議長（鈴木たかし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第7号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○1番（島崎孝） 電力の契約のいろいろな変更があるということは分かりましたが、1点確認させていただきたいのですけれども、当初予算上での電力、光熱水費につきましては、当初予算上ではごみ管理費、不燃ごみ等管理費、資源管理費、し尿管理費にそれぞれ分かれて当然計上されておりますが、それぞれの当初予算の金額と今回の補正予算の金額の増加率が異なっているところです。例えば、ごみ管理費における光熱水費は当初予算では5,440万6,000円でありましたが、今回の補正では2,635万6,000円と48.4%の増加となっておりますが、不燃ごみ等管理費と資源管理費におかれましては光熱水費がそれぞれ169万4,000円、170万6,000円でありましたが、補正額が346万円、あるいは311万2,000円と、伸び率はこちらは200%近い伸び率になっているわけなのです。光熱水費の考え方は、個別の勘定科目ごとに契約されているわけではないと思いますけれども、それぞれの当初予算と補正予算の伸び率の差について、御説明を願えたらなと思います。

○技術課長（近藤修一） 今回補正していただく分につきましては基本料金に係る部分でございます。基本料金につきましては、契約電力2,500キロワット、こちらを施設ごとの使用電力量で按分しております。増加率の違いについては、この按分の比率によって違っているという形になってございます。

○1番（島崎孝） 分かりました。それぞれこのように按分されると、一見、契約がばらばらですと伸び率が違うように見えますけれども、全体としては6,300万円だった光熱

水費が、今回の3,396万5,000円の補正で1億円弱の光熱水費が見込まれると。かつ、先ほど米持総務課長からの御説明にもありましたとおり、買電も調整しながら行うことによって基本料金の抑制を行うということもあらかじめ対策として取られておりますので、それらのことを適切に行っていただいて、今後も市況がどうなるかは分かりませんので、適切に対処していただけたらと思います。また、今後も、せっかく発電しておりますので、この発電をうまく生かす諸施策も今後は盛り込んでいただいて、電力料金の安定化についても検討していただけたらなと思います。

○議長（鈴木たかし） ほかにございますか。

○3番（村山順次郎） 1点目は、今後のこともあるので、予算の立て方のところで少し考え方をお聞きしたいのですけれども、入札不調になって、それでもやはり電気を使わないわけにいかないのが東京電力に契約をしてということが補正予算の経過だと思うのですが、予算の立て方としては、どちらにしても電力が要らないということにはならない。何らかの工事で入札不調でやってもらえるところがなく、それができなくて延期されるということは、これは望ましくないですけれども、あり得る、起こり得ること。そういうことと違って、電力の供給を受けないという選択肢は原理的にはないわけですから、当初予算の立て方として、入札不調になり得るという前提で、主には今回の補正金額になると思うのですけれども、各項目で予算を確保しておいて、入札が調えば、それはそれでよし。仮に事情があった入札が調わなくても補正予算は要らないという予算のづくり方もあるとは思っています。今後、報道によると、新電力の各社の経営環境というものは非常に厳しいということも一方で言われていて、来年度、再来年度に同じことをやっていったときに、やはり入札不調になるということも起こり得ると思うのです。一長一短があって、現状の予算の立て方だと、入札不調になると補正予算が必要になるという一長一短の部分と、あらかじめ入札不調になるかもしれないという前提で予算要求をすると、入札が調った場合、その後で減額補正、大きな不用額が生じるという一長一短があると思うのですが、この考え方です。もし整理があるようでしたらお聞きしたいなということです。この補正予算のづくり方の問題で、同じことを例えば各市で補正予算を組もうとしたら、各市は基本的に発電はしていませんから、電力の不足が生じたら財政調整基金等から繰り入れて、あるいは、何らかの特定財源があれば、そこから歳入をしてということになると思うのですけれども、電力売払で最低限これぐらいは見込まれるだろうという歳入を増額補正して、歳出で不足する金額を、こちらを増額修正するという補正予算のづくり方が、こういうもの

かなという。同じ電力だからという気もしますが、例えば、何らかの別の要件で歳出増が必要な補正予算が生じたときに、当初予算で想定した電力売払より高い歳入が見込まれるから、こちらで補正して、こちらですてとんとんだらうという、これはこれで違和感あるし、ここの整理の仕方、考え方、何ができて何ができないのか、もし御説明があればお聞きしたいと思います。

○総務課長（米持謙） それでは、光熱水費の予算措置の考え方につきまして御答弁させていただきます。当組合の光熱水費、電気代につきましては、電力自由化以来、競争において決定をしているところでございます。また、今回は特殊な事情でございまして、電力を購入することが不調となりましたが、関係市と同様の形で電力会社ベースで予算措置を行うとどうしても各市の負担金に影響を及ぼしてしまうことから、また、不用額を出さない形で、現状の自由化ベースでの予算措置が当組合にとってはベターであるとは考えているところでございます。どちらにしても、今後の予算措置につきましても、電力の卸売市場の動向を踏まえまして、来年度以降、予算措置を行っていかなければならないのかなと考えているところでございます。また、電力売払と購入につきましては、そもそも電力の購入価格の単価、売払の単価がそれぞれまた違うものですから、そこら辺は相反関係にあるところでございます。

○3番（村山順次郎） 前段の御説明については理解をいたしました。ただ、今後のことに関しては、今年度予算編成段階での想定と来年度予算編成段階での想定はおのずと違うものになると思うので、来年度予算編成の段階で今年度と同じようにする、それも1つの選択肢ですし、今年度の経過を踏まえて別の手だてを取るということも1つの選択肢でしょうし、そのこのところの整理ということはお願いをしたいと思いますし、別の手だてを取るということであれば、それはそれで情報提供をそのときにいただきたいなと思います。

相反関係があるという御説明があって、それで分かりましたと言えるかという、まだ飲み込め切れないのですけれども、何らかの歳出増が見込まれて、当初予算編成段階で歳出増になって、何らかの事業で増額補正をしなければいけないということ、これは起こり得ると思うのです。柳泉園組合の中でそれに見合う歳入を措置していく、歳入も幾ら、歳出も幾らで同じ金額になる、こういう考え方だと思うのですけれども、充てるべき歳入の部分、相関関係があって、こちらの売払の単価が上がれば、おのずとこちらの不足が生じるという関係があるという意味なのだろうと思うのですが、そういう操作でいいのかなという。いろいろなパターン、いろいろなケースが想定されると思うのですけれども、ご

く特殊な場合ですという御説明なら、それはなるほど分かりましたということで納得しますので、もう少し御説明いただければと思います。

○総務課長（米持謙） 失礼いたしました。相関関係でございます。言い間違えてしまい申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。どちらにしましても、電力の関係は、やはり電力卸売市場の状況を見させていただいて、毎年予算措置は適切に対応したいところでございます。あくまで今回は特殊な事情であると我々は考えているところでございます。

○議長（鈴木たかし） よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

○4番（後藤ゆう子） それでは、2点質疑をさせていただきます。

1点目は、大体御説明で分かったのですが、電力を使わなければ、使わない月は基本料金が半額になるという御説明で、使わずに済むのは月によりますけれどもという御説明があったと思うのですが、12か月のうちに電力を使わずに自分たちの発電量でいける月が大体何か月あるのかというところと、使わざるを得ない月の具体的な特徴を教えてくださいたいのと、この補正は基本料金に係る分の補正だとおっしゃったのですが、これは通常の半額にならない金額の分を出しているのか、これでいいのか、もう一回。これは半額分の基本料金なのか、そこをお聞きしたい。

もう1つは、厚生施設管理費が増額になっていないということは、厚生施設は指定管理料の中に光熱水費が入っているのだと理解しているのですが、当然厚生施設にも影響があると思うのですが、その影響額が現時点で分かればお示ししたいのと、今後、指定管理料を増額しないと、指定管理者の方もいろいろなイベントとかが、当初の計画どおりに事業がいかないと思うので、指定管理料はどうなるのかについて、以上、お尋ねいたします。

○技術課長（近藤修一） 電力が半額になる月という形なのですが、やはり、ごみの量、ごみの質、そういったもので変わってきます。例えば、夏場などはごみの量は減ってきますし、そういったときにはやはり半額にするということは厳しい、電気を使用してしまいますので、半額は難しい形になります。また、今年はオーバーホールを、この期間にタービンのケーシングを補修いたします。その間は当然ですけれどもタービンを止めますので、その間は半額にするということは難しくなります。その後は秋、11月、12月ぐらいに発電を増やして、こちらでもまた半額にするほうを狙っていきたいと考えております。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの厚生施設の電気代に影響がないかというところに

関しまして答弁させていただきます。電気代は指定管理者で支出しており、基本協定書には、物価水準の高騰によって当初合意された指定管理料が不相当となったと認めるときには、指定管理料の変更を申し出ることができるとしております。厚生施設の電力は、ごみ処理施設のような新電力事業者からの調達ではございません。以前から東京電力から調達しており、現段階では指定管理者からの電気代による指定管理料の変更の申出はないので、今回の指定管理料の変更ということではございません。

○総務課長（米持譲） 先ほどの技術課長の御答弁に対しての補足説明をさせていただきます。今年度は技術課におきまして電力購入月ゼロを実施したいというところではございますが、技術課としては12か月のうち4回ほどチャレンジする方向で考えていると聞いています。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。分かりました。12か月中4か月は購入しないことを目指すということでしたので、この補正の金額で12か月分の基本料金は全て賄われていると理解しました。それで、これは意見なのですけれども、何年か前の決算のときに、電力売払がとてもよかった年があったときに、どうしてこんなに今年度は電力の売払金額がよいのかと疑問をさせていただいたときに、ごみの燃やし方、発電の効率がいい焼却方法を常に考えて、そういう焼却ができたから売電の価格がよかったという御答弁をいただいて、すごく感心というか、そういう技術によって発電量が変わるということで、私自身は感激したことを思い出したのですが、先ほどの村山議員が最初に御疑問をされたように、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業で、全てそちらの新しい会社の方の人員で運転するというときに、そういった効率のよい発電の技術みたいなものは必ずというか、きちんと継承していただきたい。これは意見ですけれども、そういうものは本当に大切になるのだなと実感しておりますので、そちらをお願いして、疑問を終わります。

○議長（鈴木たかし） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） それでは、以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第7号、令和4年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和4年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午前11時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 鈴木 たかし

議 員 小 西 み か

議 員 佐々木 あつ子